

2016年4月15日

一般社団法人 第二地方銀行協会  
会長 石井 純二 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

アベノミクス実現のため、財界に賃金引き上げを要請する政府与党の意向と裏腹に、財界の春闘回答状況は昨年を下回る結果が表れています。

日本の景気回復・GDP増大には、個人消費の増加が不可欠であり、連動して設備投資が拡大していくのが常道です。個人消費増加のためには、国民所得を引き上げる以外に有効な手立てはないと考えます。この個人消費の増加は一方で、地域経済の好循環になるとも指摘されています。

2016年春闘は、世界の先進諸国のなかで日本の労働者の実質賃金が下がり続けることに歯止めをかけ、景気回復と連動して労働者・国民の生活改善実現の可否を問う重要な春闘と位置付けられます。

金融労連は、1月23日～24日の2日間、東京で開催された第10回中央委員会で2016年春闘方針等を決定し、持続可能な日本経済の実現と金融労働者の過酷な労働環境の改善に向けて、すべての労働者の賃上げと雇用の確保で内需主導の景気回復を実現しようと、春闘に取り組んでいます。

地域経済に責任を担い、また社会的・公共的使命を担う地方銀行が本来の役割を果たすため、労働組合として必要と考える以下の事項について、当局へ意見具申していただくなど貴協会へ要請します。

### 記

1. 個人消費の増大と地域経済の再生に向けて、春闘要求で賃金底上げをされるよう奨励されること。
2. 「労働契約法」「労働者派遣法」改正の趣旨を踏まえた「無期」雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との差別是正を啓蒙されること。また、障害者差別禁止法に基づく障害者雇用の促進を図るよう奨励されること。
3. CSならびに労働力確保の観点から、65歳までの定年制による安心して働き暮らせる環境・条件整備を進めるよう奨励されること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合でも、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうよう啓蒙されること。2025年度まで選別基準を認める「経過措置」については、自主的に早期解消されるよう啓蒙されること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶するよう啓蒙されること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうよう啓蒙されること。
5. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向けた具体的な施策を進めるよう啓蒙されること。また、不払い残業をなくすよう啓蒙されること。
6. 金融商品取引法遵守のため、関係当局に罰則強化など厳正な対応を求められること。
7. 信用保証制度の見直しが進むもとも、引き続き各地域金融機関が金融円滑化を通じて中小企業の経営支援に向けた取り組みを推進されるよう奨励されること。
8. 地方銀行の本来あるべき姿である地域密着型金融機関と乖離する再編・統合の動きに対し、慎重な対応を行うよう啓蒙されること。
9. ゼロ金利施策のもとで体力をもたない地方銀行の現場は混乱しています。地域金融機関としての社会的責任を果たすため、過当な金利競争を自粛されるよう啓蒙されること。

以 上